

# 令和7年度岐阜県地域森林監理士養成研修応募要領

## 1 本研修の対象者

岐阜県在住者または岐阜県在勤者であり、次の(1)から(7)のいずれかに該当する者であること。

- (1) 岐阜県森林経営プランナー
- (2) 認定森林施業プランナー
- (3) 認定森林経営プランナー
- (4) 森林総合監理士
- (5) 技術士（森林部門）
- (6) 林業技士（林業経営部門）
- (7) その他知事が認める者
  - ① 県が実施する施業プランナー研修修了者と同等以上の能力があると認められる者、もしくはその活動実績から地域の森林づくりを担う人材として能力があると認められる者
  - ② 市町村行政における林務担当経験年数5年以上の者等
  - ③ 林業普及指導員資格試験に合格した者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）なお、上記のうち、①及び②については、市町村長の推薦が必要です。

## 2 研修受講者の特典

研修修了者は、研修を修了した年度から起算して3年間については、県が別途行う岐阜県地域森林監理士認定試験の1次試験が免除されます。

## 3 応募手続き

- (1) 応募受付期間  
令和7年5月2日（金）～5月23日（金）必着
- (2) 受付場所  
勤務地または主な活動地域を所管する農林事務所林業課
- (3) 応募に必要な書類
  - ・ 令和7年度岐阜県地域森林監理士養成研修受講申込書（別紙様式第1号）
  - ・ 受講資格を有することが分かる書類の写し

## 4 研修受講の決定

- (1) 研修受講の決定  
5月28日（水）を目途に通知します。
- (2) 研修受講者数  
県全体で5名以内とします。

## 5 研修

### (1) 研修項目

研修は一般知識、専門知識及び実技とします。

#### ① 一般知識及び専門知識について

一般知識及び専門知識については、受講者が保有する資格により受講すべき研修項目が異なるのでご注意ください。(別紙「令和7年度岐阜県地域森林監理士養成研修カリキュラム」参照)  
なお、受講すべき研修項目を超えて、受講することを妨げるものではありません。

(ア) 岐阜県森林経営プランナー、認定森林施業プランナー、認定森林経営プランナー、  
林業技士(林業経営部門)及び上記1(7)その他知事が認める者 のうち①及び②に該当する者

#### ○一般知識

- ・すべての項目を受講してください。

#### ○専門知識

- ・「森林経営管理制度」は必ず受講してください。
- ・その他の研修項目は、小分類(「計画・経営」、「環境」及び「木材利用・木材流通」)ごとに1研修項目以上を選択し受講してください。
- ・なお、研修項目のうち、「路網整備」「防災」は関連する内容のため、選択する場合は両方をセットで受講して下さい。
- ・本研修修了者を地域林政アドバイザーに該当する者とするため、受講申し込み時点で別記1に示す地域林政アドバイザー対象者の要件を満たしていない方は、「森林計画」「林業経営」「路網整備」「防災」の全てを選択し、受講して下さい。
- ・その他、別途開催する「市町村林務担当職員研修」の指定する研修項目を受講してください。

(イ) 林業普及指導員資格試験合格者(※林業改良指導員及び林業専門技術員を含む)

#### ○一般知識

- ・すべての項目を受講してください。

#### ○専門知識

- ・「森林経営管理制度」は必ず受講してください。
- ・その他の研修項目は、小分類(「計画・経営」、「環境」及び「木材利用・木材流通」)から2分類以上を選択し、選択した小分類ごとに1研修項目以上を選択し受講してください。
- ・研修項目のうち、「路網整備」「防災」は関連する内容のため、選択する場合は両方をセットで受講して下さい。
- ・その他、別途開催する「市町村林務担当職員研修」の指定する研修項目を受講してください。

## (ウ) 森林総合監理士及び技術士（森林部門）

### ○一般知識

- ・「開講式」「倫理・法令等」は必ず受講してください。
- ・その他の研修項目は受講免除とします。

### ○専門知識

- ・「森林経営管理制度」は必ず受講してください。
- ・その他の研修項目は受講免除とします。
- ・研修項目のうち、「路網整備」「防災」は関連する内容のため、選択する場合は両方をセットで受講して下さい。
- ・その他、別途開催する「市町村林務担当職員研修」の指定する研修項目を受講してください。

### ○実技

- ・受講者は全員受講してください。
- ・県農林事務所の林業普及指導員と連携し、研修受講者自らが地域の課題解決に向けた調査・検討を行い、最終的に地域の市町村等に政策提案を実施していただきます。

## (2) 研修日数及び内容

1 6 日程度（別紙「令和7年度岐阜県地域森林監理士養成研修カリキュラム」のとおり）

- ※1) カリキュラムの内容・日程は新型コロナウイルス感染症の影響、台風などの荒天により変更する場合があります。
- ※2) 研修項目によっては受講者以外の者も参加する場合があります。

## (3) 研修時間

別途、研修項目ごとに案内します。

## (4) 研修場所

講義、演習については基本的に岐阜県立森林文化アカデミーで実施します。

- ※1) 研修会場は他の公共施設等の会議室等に変更することもあります。  
研修項目によっては現地研修を行います。

## (5) 研修費用

研修受講料は無料です。ただし、交通費、飲食代、宿泊費等は自己負担です。

## 6 修了証

研修修了者には修了証を交付します。

## 7 その他

- (1) 現地研修時は、実習のできる服装（作業着）と雨具、ヘルメットを準備してください。

(2) 蜂アレルギーの有無が不明の人は、医療機関において、蜂アレルギーの検査を行い、陽性の方はエピペンを処方してもらってください。また、現地研修時には処方されたエピペンを持参願います。

(3) 応募書類は返却しません。

応募書類に記載した現住所、連絡方法等に変更が生じた場合は、すみやかに事務局（岐阜県立森林文化アカデミー 森林技術開発・支援センター 普及企画係）へ連絡してください。

(4) 応募により収集する氏名等の個人情報、研修の運営及び安全管理、また岐阜県地域森林監理士を認定すること以外には使用しません。（法令等により開示を求められた場合は、この限りではありません。）

（別記1） 地域林政アドバイザー対象者の要件

- ① 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者  
（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む）
- ② 技術士（森林部門）
- ③ 林業技士
- ④ 認定森林施業プランナー
- ⑤ 認定森林経営プランナー
- ⑥ 地域に精通する者等であって、林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）を受講する者又はそれに準ずると林野庁が認める研修を受講する者

(参考) 応募書類の提出先

■岐阜農林事務所 林業課

住所：〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番53号 (OKB ふれあい会館)

TEL:058-214-7409 FAX:058-215-7034

■西濃農林事務所 林業課

住所：〒503-0838 大垣市江崎町422-3 (西濃総合庁舎)

TEL:0584-73-1111 (代表) FAX:0584-73-8606

■揖斐農林事務所 林業課

住所：〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 (揖斐総合庁舎)

TEL:0585-23-1111 (代表) FAX:0585-22-6725

■中濃農林事務所 林業課

住所：〒501-3756 美濃市生楯1612-2 (中濃総合庁舎)

TEL:0575-33-4011 (代表) FAX:0575-33-4060

■郡上農林事務所 林業課

住所：〒501-4292 郡上市八幡町初音1727-2 (郡上総合庁舎)

TEL:0575-67-1111 (代表) FAX:0575-67-0961

■可茂農林事務所 林業課

住所：〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 (可茂総合庁舎)

TEL:0574-25-3111 (代表) FAX:0574-28-5301

■東濃農林事務所 林業課

住所：〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 (東濃西部総合庁舎)

TEL:0572-23-1111 (代表) FAX:0572-23-9440

■恵那農林事務所 林業課

住所：〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 (恵那総合庁舎)

TEL:0573-26-1111 (代表) FAX:0573-25-1501

■下呂農林事務所 林業課

住所：〒509-2592 下呂市萩原町羽根2605-1 (下呂総合庁舎)

TEL:0576-52-3111 (代表) FAX:0576-52-1483

■飛騨農林事務所 林業課

住所：〒506-8688 高山市上岡本町7-468 (飛騨総合庁舎)

TEL:0577-33-1111 (代表) FAX:0577-36-4000